

田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるごみ問題について検討するため、田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般廃棄物の減量化に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の事務が終了する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、公正な立場を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後においても同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、市民生活部環境対策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月20日から施行する。